

追補

次のように改正されましたので、該当箇所について訂正ください。
(改正箇所は、傍線等で示しました。)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令……1

改正 令和元年十二月十三日 政令第八十三号

* 政令第八十三号は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則……2

改正 令和二年一月二十一日 省令第五号

改正 令和二年三月十七日 省令第十五号

* 省令第十五号は、「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

* 省令第三十七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

改正 令和二年六月二十六日 省令第六十号

* 省令第六十号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安機器の設置等の細目を定める告示……9

改正 令和二年六月二十六日 告示第三百三十九号

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示……………9

改正 令和二年四月十日 告示第九十一号

○液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件……………10

制定 令和二年三月十七日 告示第五十一号

○冷凍保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件……………11

制定 令和二年四月十日 告示第九十号

○火薬類取締法施行規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を定める件……………13

制定 令和二年六月二十六日 告示第四百十号

通達

巻末

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
(20190308 保局第5号)……………16

液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律施行令

(七九頁 一部改正)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十八条第一項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。

附 則 [令和元年 二月 一三日政令第一八三号]

* 政令第一八三号は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

(以下略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

(二二七頁 一部改正)

(書面の記載事項等)

第十三条 法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一〇十 [略]

2 | 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに記録された法第十四条第一項各号に掲げる事項又は当該各項に掲げる事項に該当するもの変更の内容（以下この条において「契約締結時交付事項等」という。）を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供する方法（一般消費者等が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項

等を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項等を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3 | 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第一項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項等を提供した場合においても、相手方からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項等を記載した書面を交付しなければならぬ。

(一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の二 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 第十三条第二項各号に掲げる方法のうち、液化石油ガス販売事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の三 令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、液化石油ガス販売事

業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

(一四五頁 一部改正)

(委託契約に係る記載事項等)

第二十八条 法第二十八条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一〇三 [略]
二 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電

気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項に掲げる事項(以下「契約事項」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 保安業務の委託契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の

種類及び内容)

第二十八条の二

令第五条第三項において準用する同条第一項の

規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第二項各号に掲げる方法のうち、保安業務の委託契約の当事者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十八条の三

令第五条第三項において準用する同条第一項に

規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と

当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに記録された法第二十八条第二項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の当事者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法。

(一四三頁 一部改正)

(業務主任者の講習)

第二十三条 [略]

2・3 [略]

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(一四七頁 一部改正)

(供給設備の点検の方法)

第三十六条 [略]

一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同

表下欄に掲げる回数で点検を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上点検を行うものとする。

表 [略]

二・三 [略]

2 [略]

(一五二頁 一部改正)

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 [略]

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。

表 [略]

二・五 [略]

第三十八条 [略]

(周知の方法)

第三十八条の二 周知を行う保安機関(以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。)は、その周知に係

る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない。

2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない。

3 [略]

(一六三頁 一部改正)

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 [略]

2 前項において災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由

を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

3 | [略]

4 | [略]

(一六四頁 一部改正)

(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)

第五十条 第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 | [略]

六 前四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によりこれらの号に規定する回数で保安業務を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上保安業務を行うことができる。

(一七九頁 一部改正)

(充てんを行う者の講習)

第七十四条 [略]

2・3 | [略]

4 | 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

(一八一頁 一部改正)

(充てん設備の保安検査)

第八十一条 法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。

2 | 使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの(以下「休止充てん設備」という。)にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

3 | [略]

4 | [略]

5 | [略]

(一八七頁 一部改正)

(液化石油ガス設備士の講習)

第九十九条 [略]

2 [略]

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければならぬ。

(一九四頁 一部改正)

(報告)

第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月

以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

表 [略]

(二〇七頁 令和元年九月一日 省令第三六号の附則の次に追加)

附則 [令和二年一月二一日省令第五号]

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年三月一七日省令第一五号]

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年四月一〇日省令第三七号]

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年六月二六日省令第六〇号]

この省令は、公布の日から施行する。

(111) 図 1 略(出)

様式第 44 (第 81 条関係)

[略]

1～3 [略]

4 その他特記事項

(備考) 1・2 [略]

3 第 81 条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣が定めた期間内に受ける場合にあつては、その旨を記載すること。

4 前回の保安検査の検査年月日は、第 81 条第 3 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 45 (第 81 条関係)

[略]

(備考) 1 [略]

2 保安検査の検査年月日の欄には、第 81 条第 3 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

(111) 図 1 略(出)

様式第 46 (第 82 条関係)

[略]

1～4 [略]

(備考) 1・2 [略]

3 保安検査の検査年月日は、第 81 条第 3 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

(二九二頁 一部改正)

(保安確保機器の期限管理)

第五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項で規定する保安確保機器を設置することが困難であるときは、規則第四十六条第一号ニの告示で定めるものは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間を経過していない保安確保機器とする。

(二九四頁 令和元年七月一日 告示第四六号の附則の次に追加)

附則 「令和二年六月二六日告示第一三九号」

この告示は、公布の日から施行する。

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(三二一頁 一部改正)

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）に行うこと。

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたこと

ないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

（三二八頁 平成二九年三月三一日 告示第八七号の附則の次に追加）

附 則 「令和二年四月一〇日告示第九一号」

この告示は、公布の日から施行する。

（制定された告示）

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第九条第二項、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第九十九条第三項、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十一年通商産業省令第二百二十三号）第七条第四項の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

一 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス

ス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

二 経済産業大臣が定める期間

イ 次に掲げる期間が令和二年三月三十一日に終了する者は、当該期間を一年間延長する。

(1)・(2) 「略」

(3) 特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律施行規則第九条第一項の規定によりガス消費機器設置工事監督者が再講習を受けなければならない期間

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間、同規則第七十四条第二項及び第三項の規定により充てん作業者が再講習を受けなければならない期間並びに同規則第九十条第一項及び第二項の規定により液化石油ガス設備士が講習を受けなければならない期間

(5) 「略」

ロ 次に掲げる期間が令和二年二月一日から六月三十日まで間に終了する者は、当該期間を六月間延長する。

(1)・(2) 「略」

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者

ハ 「略」
に講習を受けさせなければならない期間

附 則 「令和二年三月一七日告示第五一号」

この告示は、公布の日から施行する。

冷凍保安規則等の規定に基づく事由 及び経済産業大臣が定める期間を定 める件

冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)第四十条第二項ただし書及び第四十四条第三項ただし書、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第七十七条第二項及び第八十一条第四項ただし書、一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第七十九条第二項及び第八十三条第三項ただし書、コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)第三十四条第二項及び第三十八条第三項ただし書、電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第七十三条の六ただし書、第九十四条の五第一項ただし書及び同条第二項ただし書、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第三十六条第一項第一号

ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十八条第二項、第八十一条第一項ただし書及び第三百三十二条ただし書、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第四十七条第三項の規定に基づき、各条項の事由並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める時期を次のように定める。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 次に掲げる期間が令和二年四月十日から九月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「一年」とあるのは「二年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「三年」とあるのは「三年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」と、「事業年度終了後三月以内」とあるのは「事業年度終了後七月以内」とする。

(1) 冷凍保安規則第四十条第二項（同規則第四十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、液化石油ガス

保安規則第七十七条第二項（同規則第七十八条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項（同規則第八十条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、コンピナート等保安規則第三十四条第二項（同規則第三十五条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八十一条第一項（同規則第八十二条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十四条の規定により保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間

(2) 「略」

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同規則第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間、同規則第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同規則第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十八条第一項及び第三百三十二条の規定により報告をしなければならない期間

附 則〔令和二年四月一〇日告示第九〇号〕

この告示は、公布の日から施行する。

火薬類取締法施行規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期間を定める件

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四十四条の二第三項及び第五項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十

八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十条第六号、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百二十一号）第五条第二項並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十条第二項、第二十一条第二項及び第三十四条第三項の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

1 事由及び経済産業大臣が認める場合

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス一属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 [略]

二 次に掲げる期間が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

(1)・(2) [略]

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法

律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同規則第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間並びに同規則第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同規則第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間が令和二年十月一日から同年十一月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「二年」とあるのは「一年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」とする。

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十条第二号から第五号までの規定により認定対象消費者についての保安業務を行う期間が令和二年四月一日から同年十一月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「五年」とあるのは「五年四月」と、「十年」とあるのは「十年四月」とする。

五 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示第五条第一項第一号の規定により認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される次の表の上欄に掲げる保安確保機器を設置する期間が令和二年四月から同年十一月までの間に経過するものは、当該保安確保機器に応

じ、当該期間をそれぞれ製造年月から同表の下欄に掲げる期間とする。

保安確保機器	期間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	五年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅱ類）	七年四月
調整器（Ⅰ類）	十年四月
調整器（Ⅱ類）	七年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅱ類）	七年四月

六 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示第五条第一項第二号の規定により同告示第一条第一項のガスメーターを設置する期間が令和二年四月から同年七月までの間に経過するものは、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第二項に基づき検定証印に表示される検定の満了の年月に六月を加えた年月とする。

3 [略]

附 則 「令和二年六月二六日告示第一四〇号」

この告示は、公布の日から施行する。

別添 4

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則の運用及び解釈について

改 正 令和 2 年 4 月 10 日 20200408 保局第 2 号

(後から 46 頁 一部改正)

第 4 8 条 (認定液化石油ガス販売事業者の報告義務) 関係

1. [略]

2. 第 3 項 (第 4 項において準用する場合を含む。)の報告は、認定対象消費者割合が 70 パーセント (50 パーセント) を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象消費者割合を把握する機会としては、例えば、検討データの伝達の状況の確認、充てん容器の交換時における第 4 5 条第 1 号及び第 2 号の機器の接続状況の目視確認等がある。

附 則

*
この規程は、公布の日から施行する。

*
規程は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程」

通 達

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(20190308 保局第 5 号)